

今年度の更新対象者は、有効期限が平成31年(2019年)3月31日の方です。
なお、有効期限が平成29年(2017年)3月31日及び30年(2018年)3月31日の方(再登録者)も受講できます。

平成30年度「増改築相談員(新規・更新)登録研修会」の案内

主催 公益財団法人 鹿児島県住宅・建築総合センター
後援 公益財団法人 住宅リフォーム・紛争処理支援センター
鹿児島県

人口・世帯減少、高齢化、エネルギー制約、予想される災害等の中で希求される持続可能社会において既存住宅は重要な社会的資産です。

既存住宅が有効活用されるためには、「いいものをつくって、きちんと手入れして、長く大切に使う」、すなわち、適切な管理のもと多世代にわたって使用できるよう耐震性の向上、省エネ化、バリアフリー化に向けたリフォームが重要になっています。

このようなことから、住宅をリフォームする方が安心して相談できる体制を整備するため、国土交通省の指導のもと、増改築相談員制度が創設され、増改築相談員には建築主等のため相談・助言等を行っていただき、住宅リフォームの健全な普及促進を図ることとしております。

また、当センターでは、県民にこの増改築相談員を活用していただくため「増改築相談員登録名簿」を随時閲覧できるよう住宅センターをはじめ、県・市町村の関係窓口に常備します。

つきましては、増改築相談員研修会を下記の要領で実施しますので受講されますようお願いいたします。

記

- 開催日時 第1日目[新規のみ] 平成31年1月17日(木) (受付9:00~9:25) 9:30~14:45
第2日目[新規・更新] 平成31年1月18日(金) (受付9:00~9:25)
 - 場所 9:30~14:45かごしま県民交流センター 東棟3階 大研修室第2
鹿児島市山下町14-50 TEL 099-221-6600(代表)
 - 受講対象者 住宅の新築工事、又はリフォーム工事に関する実務経験が10年以上の方。
(住宅工事に関し、熟知している方)
 - 募集定員 [新規] 30名 [更新] 65名
 - 受講料 [新規] 21,000円 [更新・再登録] 17,000円(テキスト代・登録料・消費税を含む。)
 - 申込方法 別記様式—8 受講申込書に必要事項を記入の上、受講料、顔写真を添えて現金書留で下記申込先に送付してください。(銀行振込の場合は、右面10記載の振込先に受講料を振り込み、受講申込書と顔写真を下記申込先に送付してください。)
- | | | |
|------|-----------------|--|
| 提出書類 | 別記様式—8 | 増改築相談員研修会 受講申込書 兼 登録申請書 |
| | 顔写真
(参考様式—1) | 1枚 サイズ 横3cm×縦4cm(カラー撮影)
無帽、無背景、正面上三分身を写したもの。写真提出以前
6ヶ月以内に撮影したもので写真の裏面に氏名を必ず記入
する。 |
- 申込先 〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16-228号
(公財)鹿児島県住宅・建築総合センター 企画部 企画課 TEL 099-224-4543/FAX 099-226-3963
 - 申込期限 平成30年12月21日(金)まで(厳守)

[裏面アリ]

9 研修内容

【新規のみ】 1/17(木)・大研修室第2		【新規・更新】 1/18(金)・大研修室第2	
時間	課程	時間	課程
09:30~09:35	開講あいさつ	09:30~10:00	最近のトピック
09:35~09:55	総論	10:00~10:45	トラブル事例とその対応
09:55~10:35	相談・工事の進め方	11:00~12:00	関連法規・制度等
10:45~12:25	性能向上リフォーム等	12:00~13:00	昼食 (各自)
12:25~13:25	昼食 (各自)	13:00~13:30	関連融資・住宅の税金
13:25~14:05	住宅の点検と補修	13:30~14:00	介護保険における住宅改修・実務解説
14:05~14:45	設備のリフォーム	14:15~14:45	考査

10 振込先

銀行名	鹿児島銀行 県庁支店
口座番号	普通預金 1062371 (公財)鹿児島県住宅・建築総合センター
氏名	理事長 西園 幸弘
住所	〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16番228号

※ 振込手数料はご負担ください。

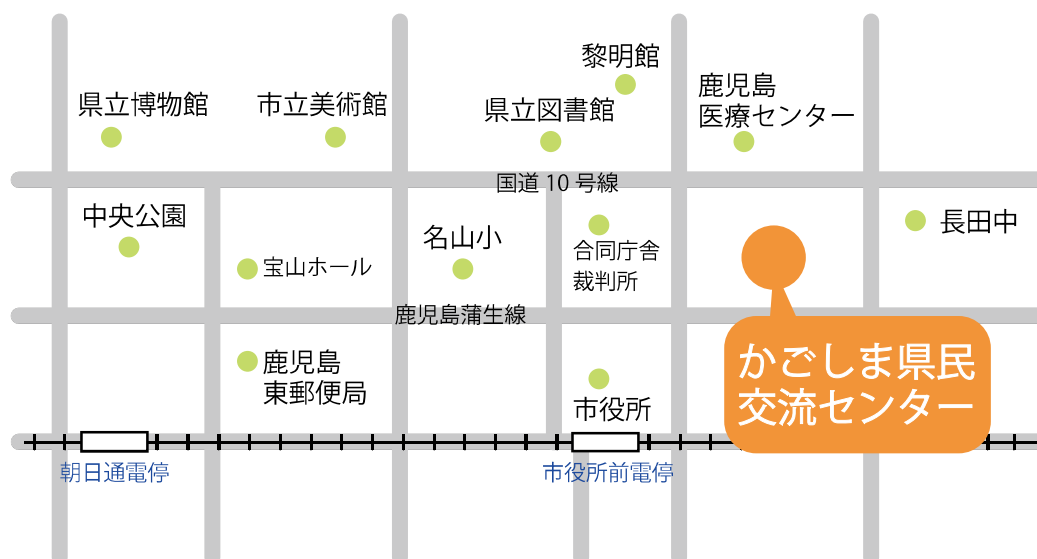
11 増改築相談員

増改築相談員は、住宅の新築工事、又はリフォーム工事に、10年以上の実務経験と相当程度の知識を有する者で、増改築相談員規程に基づく研修を履修し考査に合格し、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターに登録された者で、消費者からの相談に誠実に応じ、必要に応じて積極的に助言を行います。また、公的な機関で実施するリフォーム相談業務に参加する等の任務があります。

12 その他

- (1) 受講申込をされた方には、受講票をお送りいたします。
- (2) 受講票は、当日、会場受付にご提示下さい。
- (3) 納入された受講料は、返金いたしません。
- (4) 申込用紙は、コピーしたものを使用されても構いません。

13 会場案内図



※必ずご一読ください。

KJC11117

「増改築相談員（新規・更新）登録研修会」に係る個人情報の取扱い

研修実施団体

(公財)鹿児島県住宅・建築総合センター

個人情報保護管理者 総務管理部長

(公財)鹿児島県住宅・建築総合センター（以下、「住宅センター」という。）は、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターから研修会の実施について承認を受けており、今回の申込及び登録申請で提出していただく書類は、(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センターにより定められた書類です。

この提出書類により取得した個人情報につきましては、住宅センター個人情報保護方針に基づき、以下のとおり取り扱います。

1 個人情報の利用目的

申込書により取得した個人情報は、次の目的以外には利用いたしません。

- (1) 申込者への受講票の発送や更新講習会の案内などの事務連絡に関する事
- (2) 増改築相談員登録証及び登録カードの交付に関する事
- (3) 増改築相談員登録名簿及びホームページへの掲載に関する事（掲載希望者のみ）
- (4) 後援者（(公財)住宅リフォーム・紛争処理支援センター、鹿児島県）への実施報告に関する事

2 個人情報の第三者への提供

取得した個人情報のうち、増改築相談員登録名簿への掲載希望者については、登録番号・氏名のほか、勤務先を希望された方は勤務先の会社名・郵便番号・住所・電話番号を、自宅を希望された方は、自宅の郵便番号・住所・電話番号を紙媒体及びホームページ等の電子媒体により、増改築相談を希望する方へ広く提供させていただきます。

上記以外の個人情報及び増改築相談員登録名簿への掲載を希望されない方については、あらかじめ本人の同意を得ない限り第三者への提供はいたしません。

3 個人情報の委託

増改築相談員登録証及び登録カード、増改築相談員登録名簿（増改築相談員登録名簿及びホームページへの掲載に関する事掲載希望者のみ）の作成のため、取得した個人情報を委託することがあります。

4 個人情報の提供がなかった場合

提出書類等について、不備や、未記入等があった場合、登録及び必要な情報提供を行うことができない場合がありますので、あらかじめご了承ください。

5 個人情報の開示、訂正、追加、削除、利用停止等について

申込者本人から個人情報の開示、訂正・追加・削除、利用停止等についてお申し出があった場合は、(公財)鹿児島県住宅・建築総合センターにて対応いたします。

【お問い合わせ窓口】

(公財)鹿児島県住宅・建築総合センター 総務管理部 総務課 個人情報保護事務局

〒892-0838 鹿児島市新屋敷町16番228号

TEL 099(224)4539(代表)



※上記に同意していただけない場合、受付できないことがあります。あらかじめご了承ください。

「増改築相談員 研修会受講申込書 兼 登録申請書」等について

1. 記入上の注意

- ・ 表面の太枠内に黒のボールペンを用いて楷書ではっきりと記入してください。
- ・ 現在勤務されていない方は、勤務先の欄に「なし」と記入してください。
- ・ 勤務先と自宅の住所、TEL、FAXが同一の場合は、自宅の欄にそれぞれ「勤務先と同じ」と記入してください。

2. 受講資格に関する記入要領

受講資格に係る申請者の実務経歴については、「住宅の新築工事又はリフォーム工事に関する10年の実務経験」が確認できるよう、下記のように住宅の新築又はリフォーム工事に関して、どのような業務に就事していたかを具体的に記入してください。

	年 月	勤務先・部課名	業務内容(営業は除く)
受講資格に係る 申請者の実務経歴 (10年以上経験がある ことがわかるように記 入) (新規の方のみ記入)	昭和・平成 63年 4月	(有)△△工務店に入社	大工職に従事
	昭和・平成 2年 2月	××リフォーム(株)リフォーム部入社	戸建て住宅のリフォーム工事の 施工管理
	昭和・平成 9年 4月	(株)〇×工務店に入社	戸建て住宅の新築およびリ フォーム工事の施工管理
	昭和・平成 20年 7月	現在に至る	
	昭和・平成 年 月		

<業務内容の例>

「増改築相談員研修会受講申込書兼登録申請書」の職務分類に記載されている施工管理、工事監理、施工、企画、設計、積算の業務

<業務内容欄に記載されたもので内容が不明確な例>

- ・ 役職名（例：代表取締役）のみを記載
- ・ 工事名称（例：〇〇邸リフォーム工事）のみを記載
- ・ 所属部課名（例：建築部、工事部）のみを記載
- ・ 業種（例：リフォーム事業、内装工事業）のみを記載

3. 個人情報の取扱いについて

表面に記入した個人情報は、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターの個人情報保護方針に基づき、以下のとおり取り扱います。

1) 個人情報の利用目的

資格登録制度の運営、ホームページ等による登録者名簿の公開、登録者への資料送付及び統計処理の目的で、公益財団法人住宅リフォーム・紛争処理支援センターと研修会実施団体で共同利用します。

2) 個人情報の第三者への提供

リフォームを行う消費者への情報提供を目的とした登録者名簿を作成し、都道府県、市町村等へ配布するとともに、当財団のホームページにて公開します。公開する情報は、次のとおりです。

- 勤務先の公開を希望する方は、「登録番号、氏名、勤務先(会社)の名称・所属・住所・電話番号、介護保険研修受講の有無」を公開します。
- 自宅の公開を希望する方は、「登録番号、氏名、自宅の住所・電話番号、介護保険研修受講の有無」を公開します。
- 公開を全く希望しない方は、当財団への登録はされますが、配布用の登録者名簿やホームページには掲載されません。
なお、「公開を全く希望しない」を選択した場合でも、消費者等から貴殿が登録者かどうかの照会があった場合、増改築相談員であるか否かについては回答します。

3) 個人情報の開示請求等への対応

登録者本人から個人情報の開示、訂正、追加、削除等について申し出があった場合はこれに対応します。

ただし、市町村合併等の行政による住所変更があった場合は、当財団にて登録情報を変更させていただくことがあります。

4. その他

- ・ 再登録の場合は、登録番号が新しくなります。